

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第4回所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和6年10月24日(木) 午前10時00分から11時15分まで
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	越阪部 眞、小澤 峰子、金子 修三、北野 大、小西 綾子、 瀬能 幸則、永井 儀男、西村 めぐみ(50音順)
欠 席 者 の 氏 名	
議 題	(1) 所沢市水道事業経営計画の改定について (2) 第2次所沢市下水道事業経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について (3) 第2次市街化調整区域(流域第10負担区)下水道事業整備事業について (4) その他
会 議 資 料	令和6年度 第4回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和6年度 第4回所沢市上下水道事業運営審議会席次表 令和6年度 第4回所沢市上下水道事業運営審議会質問・意見書 資料1 所沢市水道事業経営計画の改定について 資料2 所沢市水道事業経営計画(素案) 資料3 第2次所沢市下水道事業経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について 資料4 第2次所沢市下水道事業経営計画(素案) 資料5 第2次市街化調整区域(流域第10負担区)下水道整備事業について
担 当 部 課 名	上下水道局長 仲 正之 上下水道局次長 根岸 清 上下水道局下水道維持担当参事 加藤 孝雄 上下水道局総務課長 中澤 宏和 上下水道局経営課長 草薨 秀夫 上下水道局窓口サービス課長 粕谷 明彦 上下水道局水道建設課長 古澤 祐晴 上下水道局給水管理課長 坂野 浩明 上下水道局下水道整備課長 村上 和雄 上下水道局下水道維持課主査 鹿島 義則 上下水道局下水道維持課主査 瀧澤 誠 (事務局) 上下水道局経営課主査 向井 達哉 上下水道局経営課主査 越阪部 那佳子 上下水道局経営課主任 水原 史貴 上下水道局経営課主任 山岡 翔 上下水道局経営課主事 久保 未来音 電話 04(2921)1087

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1. 開会（事務局により進行）</p> <p>2. あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会あいさつ（会長） ・会議資料の確認 ・出席状況の確認・会議の成立の報告 <p>3. 議事の手続き（会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴希望者の確認（希望者0名） <p>4. 議事（会長により進行）</p>
会長	<p>議事（1）について説明していただきたい。</p>
経営課主査	<p>※資料1・2に基づき、所沢市水道事業経営計画の改定について説明。</p> <p>（1）所沢市水道事業経営計画（素案）の審議</p> <p>（2）水道料金改定の考え方</p> <p>（3）水道料金体系の改定ポイント</p> <p>（以下、質疑応答）</p>
委員	<p>基本料金をあげる方針は仕方のないことだと思う。上下水道事業は装置産業なので多額の設備投資があり、固定費として回収していかななくてはならない。しかし、所沢市は給水収益に占める基本料金の割合が本来は約77%のところ、現状は約18%で、他市の約半数が30%以上とのことで、基本料金の割合を35%に引き上げることに異論はない。改定率についても、耐震化や老朽化対策等、装置産業として必要な設備投資を行うには、今回の値上げである程度上げないと、将来の改定時にもっと上げ幅が大きくなってしまう。</p>
委員	<p>今回は改定率と基本料金の割合を決めて、次回の審議会時に具体的な数値の新料金体系案を提示していただけるということか。</p>
経営課長	<p>次回は今回の審議会で示した約25%の改定率と基本料金の割合を35%にする方針に基づき、新料金体系案を提示する。その中で、基本料金の割合を上げることによる少量使用者への激変緩和策を次回の会議でご審議いただきたい。</p>

会長	計画期間の最終年度まで経営目標を最低限達成できる約25%の改定率とし、基本料金の割合を35%にする方針について、決定してよろしいか。
委員	(一同異議なし)
会長	続いて、議題(2)について説明していただきたい。
経営課主査	<p>※資料3・4に基づき、第2次所沢市下水道事業経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について説明。</p> <p>(1) 第2次下水道事業経営計画(素案)の審議</p> <p>(2) 下水道使用料改定の考え方</p> <p>(3) 下水道使用料体系の改定ポイント</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
委員	一番大事なことは8ページの適切な運転資金20億円以上を確保しつつ、経常収支比率100%以上を達成するためには、約15%の改定が必要ということであると思う。また、15ページについて、日本下水道協会が示しているとおりに、固定的費用を基本使用料で全て回収することが望ましいが、約65%まで割合を段階的に高めることを目指し、基本使用料の割合を現行の約40%から45%に設定する方針に異論はない。
会長	計画期間の最終年度まで経営目標を最低限達成できる約15%の改定率とし、基本料金の割合を45%にする方針について、決定してよろしいか。
委員	(一同異議なし)
会長	続いて、議事(3)について説明していただきたい。
下水道維持課主査	<p>※資料5に基づき、第2次市街化調整区域(流域第10負担区)下水道整備事業について説明。</p> <p>(1) 第2次市街化調整区域(流域第10負担区)の受益者負担金単位負担額(案)</p> <p>(2) 受益者負担金の納付について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
委員	分割払いの場合、事務手続き上の問題で100円単位の請求をしないのか。
下水道維持課主査	100円未満の端数については、条例上、計算方法が定められている。

会長	受益者負担金の単位負担金額については、従来からの負担の公平性等を鑑みて、前回と同様の物価上昇率の考え方で算定した1,350円/m ³ と決定してよろしいか。
委員	(一同異議なし)
会長	続いて、議事(4)について説明していただきたい。
経営課長	次回の第5回審議会の開催は11月21日(木)を予定している。
会長	本日予定した議事は全て終了したので、進行を事務局にお返りする。
	5. 閉会(事務局により進行)
副会長	閉会挨拶